

北区基本計画策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 次期北区基本計画（以下「区計画」という。）について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するため、北区基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を置く。

(組織)

第2条 懇談会は、委員28人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 京都市北区長
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(委員の任期)

第3条 委員は、区計画に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

(座長)

第4条 懇談会に座長を置く。

- 2 座長は、学識経験のある委員のうちから、あらかじめ市長が指名し、懇談会が承認する。
- 3 座長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、委員の互選により定めた委員がその職務を代理する。

(召集及び議事)

第5条 懇談会は、座長が招集する。

- 2 座長は、会議の議長となる。
- 3 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 懇談会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(部会)

第6条 懇談会は、専門の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、座長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、座長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 6 部会は、部会長が招集する。
- 7 部会は、必要があると認めるときは、部会の委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、北区役所区民部総務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関して必要な事項は、座長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の懇談会は、北区長が招集する。